

整備管理者選任前研修実施要領(令和6年度分)

- 1 研修会場 広島運輸支局 2階会議室
- 2 研修人数 会場の都合上、**研修人数を申し込み順から20名**とします。
- 3 受講申込 **研修申込みの開始日は前回の研修日以降からとします。**
(例：第2回5月14日の研修申込み開始日は第1回4月9日以降)
研修日の前週の金曜日17時までに、申込書(別添)をメールにて**広島運輸支局整備担当あて送付**してください。
(メールアドレス：cgt-h-senninmae@ki.mlit.go.jp)

申込み受領後、受講申込確認書をメールにて返送します。
※FAXでの申込は、出来ませんのでご注意願います。
- 4 受付時間 **13時00分～13時30分**
- 5 用意する物
 - (1) 身分証明書(顔写真、氏名、生年月日の記載されている**運転免許証等**)
 - (2) 筆記用具
 - (3) 教材費用 **1,100円**
- 6 研修時間 13時30分～16時30分
- 7 研修日(毎月**第2火曜日**(内1回の受講で可))
4月9日、5月14日、6月11日、7月9日、8月6日、9月10日、
10月8日、11月12日、12月10日、1月14日、2月12日、3月11日
なお、祝日等を回避するため、8月は第1火曜日、2月は第2水曜日を実施します。

【注意事項】

本研修を受講することにより、整備管理者になることができる要件は、次のとおりです。

自動車整備士(1級、2級、3級)の資格を有する方は選任前研修を修了せずとも整備管理者に選任が可能です。

整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車について、次に掲げるいずれかの実務経験が2年以上あること。

- (1) 整備工場、特定給油所又は自動車運送事業者において、整備実施担当者としての点検・整備業務
- (2) 整備管理者、整備管理者の補助者(代務者)又は整備責任者としての車両管理業務

※「整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは・・・

- ・二輪自動車以外の自動車
 - ・二輪自動車
- の2種類

◎問い合わせ先；広島運輸支局整備(広島市西区観音新町4丁目13-13-2)
電話；082-233-9169

整備管理者選任前研修受講申込書

		申込年月日	令和 年 月 日
研 修 日	令和 年 月 日 (直近の研修のみ申し込みできます)		
ふりがな			
氏 名			
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日		
業 態	いずれかに☑を入れてください <input type="checkbox"/> 事業用バス <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> 事業用トラック <input type="checkbox"/> 貨物軽自動車運送事業 <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> 自家用マイクロバス (29人乗り以下のバス2台以上) <input type="checkbox"/> その他の自家用自動車 (30人乗り以上のバス、車両総重量8トンの以上の自動車5台以上)		
会 社 名			
連 絡 先	TEL		
	メール アドレス		

【注意】

- 1 受講の申し込みは、希望する研修日の前週の金曜日17時までにお願ひします。
- 2 受講申込者数が、定員になり次第申込を打ち切りますので、ご了承願ひます。また、電話番号及びメールアドレスは必ず記載してください。

【整備士資格を保有されている方、過去に受講済みの方】再受講の必要はありません。

※ メールアドレス cgt-h-senninmae@ki.mlit.go.jp

なお、ご不明な点は、TEL 082-233-9169(整備担当)までお問い合わせください。